様式２

	契約係用
○	業者用

令和８年度

業　務　委　託　仕　様　書

委託業務一覧表　通年業務委託番号　101

名　称　札幌市交通資料館・南北線乗務庁舎　自家用電気工作物保安管理業務

特定随契の場合
その業者名

要求課　総務課

（外線896－2708）
担当者　中村　（内線2217）

1　適用

本仕様書は、札幌市交通資料館・南北線乗務庁舎自家用電気工作物保安管理業務に適用する。

2　業務範囲

⑴　対象施設

札幌市交通資料館・南北線乗務庁舎

⑵　履行場所

札幌市南区真駒内東町１丁目１番20号

3　業務概要及び目的

対象施設における電気工作物の安全かつ良好な状態を確保するため、当該電気工作物の維持及び運用に関する「保安規程」に基づき、保安管理業務及び電気主任技術者に係る業務を実施する。

4　履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

5　設備概要

別紙１「単線結線図」による。

6　業務内容

⑴　一般事項

本業務の履行にあたっては、「電気事業法」「建築基準法」「消防法」その他関係法令を遵守すること。

⑵　点検及び保守

点検は「保安規程」の定めるところにより適正に行い、必要に応じて適切な応急措置等を講じること。また、保守は、点検結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替えや注油等を行うこと。なお、詳細は、別紙２「点検・測定試験基準表」による。

⑶　定期点検の実施

ア　月次点検及び試験

主として運転中の施設の点検及び測定試験を、受託者の負担において低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置（以下「絶縁監視装置」という。）を設置し隔月で行うこと。詳細は、別紙３「絶縁監視装置の運用」による。

イ　年次点検

施設の運転を停止して点検及び試験を年１回行うこと。なお、年次点検は、夜間（1：00～5：00）の時間帯に実施することを原則とする。

ウ　臨時点検等

異常の発生又は発生する恐れのある場合、必要に応じて、その原因調査のため特別な点検などを行うこと。

⑷　点検報告書の作成、提出

ア　各定期点検後は、速やかに実施報告書を作成し、提出すること。また、点検結果に関する改善策等について提案説明等を行うこと。

イ　実施報告書は、書類又はデータで提出すること。

⑸　助言及び指導

点検の結果、改修を要する事項や取扱上注意すべき事柄が発見された場合は、報告書等の書類に記録し報告するとともに、再発防止のために取るべき措置について、助言及び指導すること。

⑹　所管官庁等の検査立会

電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いを行うこと。

⑺　申請・届出の代行

ア　受託者は契約締結後、速やかに北海道産業保安監督部への外部委託申請の代行を行うこと。ただし、受託者が前年契約者と同一の場合は、この限りではない。

イ　前項アの申請者が、北海道産業保安監督部長受付受理後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は、取り消しとなった場合は、委託者はこの契約を一方的に解除できること。

ウ　改築・増築・休廃止・各種改修工事等があった場合、新規・変更申請、受電点変更や切替に伴う関係機関（諸官庁、札幌市建築部、施工業者、仮設業者、北電等）との調整や申請届出業務を行うこと。

7　業務実施日時

本業務の実施にあたって施設に入場する場合は、委託者又は施設管理者（建築物の管理又は運営に携わる者をいう。以下同じ。）に連絡し、日程の調整を行うこと。

8　賠償責任

故意または重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者に報告のうえ、受託者の責により損害の相当額を賠償するとともに、責任を持ってその処理・解決にあたること。

9　緊急時体制

⑴　電気事故等、緊急時の連絡体制及び出動体制を整備し、各施設に2時間以内に保安員が到着できる体制を確立すること。

⑵　平日の営業時間外及び休日・祝日においても24時間、緊急時の連絡体制及び出動体制を確立すること。

10　電気事故対応

電気工作物に事故が発生した場合には、次の各号によること。

⑴　緊急出動を行うこと。

⑵　電気事故の拡大防止のために必要な応急処置、仮復旧及び指示・指導を行うこと。詳細は以下のとおり。

ア　緊急時に受託者自ら応急措置の作業が行うこと。

イ　高圧ケーブル等の応急資材を用意し対応すること。

⑶　臨時点検を行い、電気事故の原因調査を行うこと。

⑷　再発防止のためにとるべき処置の指導を行うこと。

⑸　法令に定める所管官庁への申請・届出書類、電気事故報告書を作成し、手続きについて指導を行うこと。また、電気事業法第106条（報告の徴収）の規定に基づく、電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

11　資格要件

受託者の保安管理業務担当者は、電気管理技術者の資格を有していること。

12　結果報告及び費用の支払い

⑴　業務完了後、点検整備の結果報告書を速やかに提出すること。また、不具合箇所があれば、その箇所の写真を併せて提出すること。

⑵　本業務の支払いは年６回、２か月ごとの均等払いとする。１円未満の端数が生じた場合は、その初回(１回目)に支払うこととする。

13　その他

⑴　契約期間中に事故等により緊急保安の要請を受けた場合は、速やかに出動すること。なお、この場合においては、応急措置や調査のほか、委託者からの各種相談に誠意を持って対応し、必要な助言、指導等を行うこと。

⑵　保守点検に必要な機械、工具及びウェス等の消耗品は受託者の負担とすること。

⑶　養生、片付け、清掃には充分留意すること。

⑷　本仕様書に明記されてない事項及び疑義が生じた事項については委託者と十分協議すること。

14　提出書類

下表に定める書類、その他委託者が必要と認めるものを提出すること。

No	書　類　名	提出期限
1	業務着手届（別紙４：第８号様式）	契約締結後速やかに
2	業務責任者通知書（経歴及び資格に関する書類を含む）	
3	絶縁監視装置設置一覧表（別紙５）	
4	業務計画書	
5	業務完了届（別紙６：第13号様式）	業務完了時（２か月ごと）
6	点検整備結果報告書	

15　札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

⑴　受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別紙７）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

⑵　受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

別紙 1

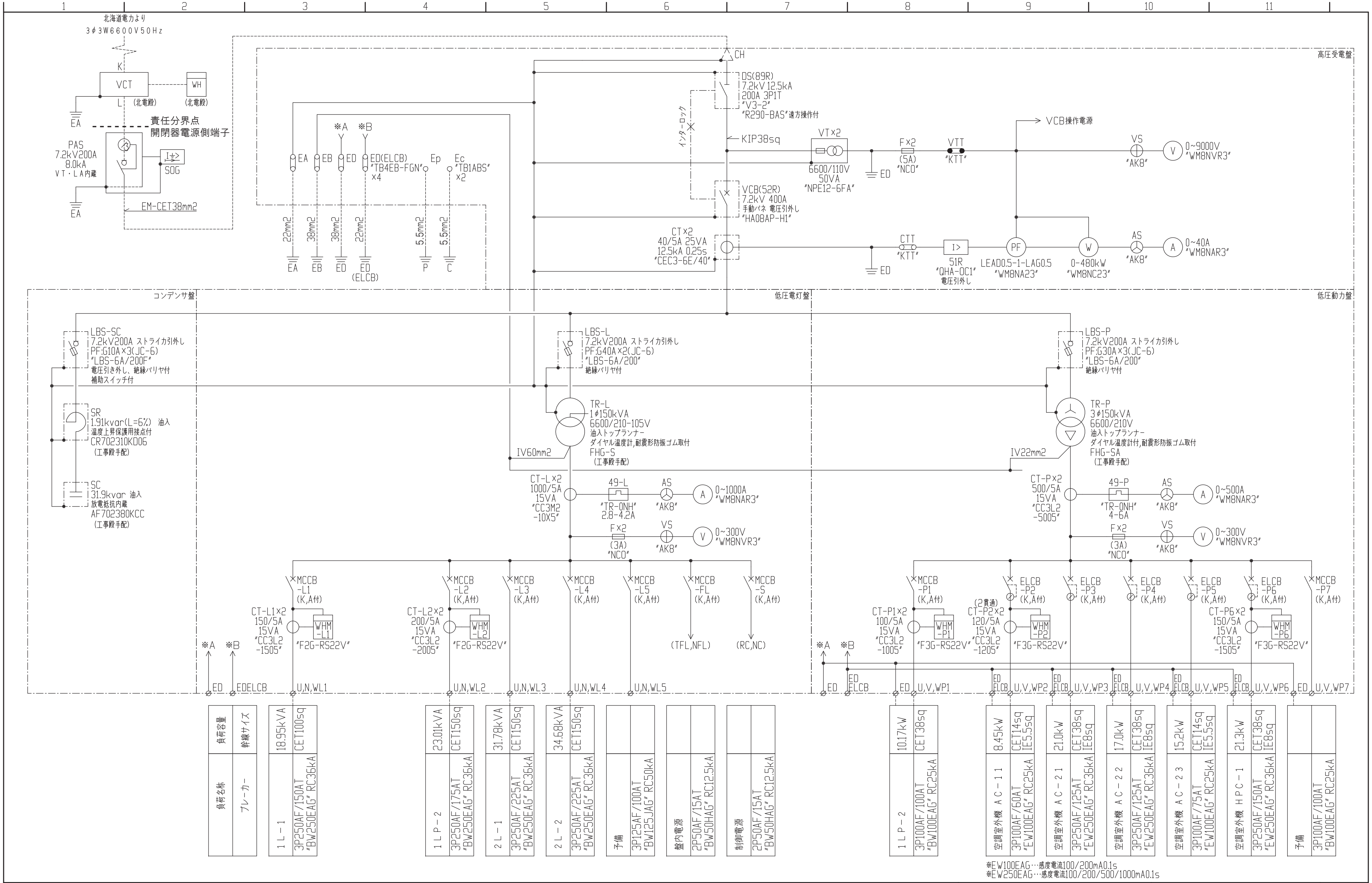

NE	株式会社 日照電機製作所			単線結線図 高圧受変電設備		改定
第3角法	尺度	作成日付	2022.06.17			
作成	設計	照査	検認			
野澤	野澤	八戸	斉藤	図番	22N086	70

AC 22n086

別紙２

点検・測定試験基準表

設 備		点 検 項 目	定期点検	
			月次点検	年次点検
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の動作特性試験		○ *1
		開閉器と継電器の連動試験		○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
受電設備	断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の動作特性試験		○ *1
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
	変圧器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		絶縁油の酸価度試験		必要の都度
		絶縁油の絶縁破壊電圧試験		必要の都度
	コンデンサー、リアクトル	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	
		絶縁抵抗測定		○
		シーケンス試験		○
	低圧絶縁監視装置	装置の点検(伝送試験を含む)	○	○
		許容誤差試験		○

設　備		点 検 項 目	定期点検	
			月次点検	年次点検
接地工事	接地線、保護管等	外観点検 接地抵抗測定 漏えい電流測定	○ ○	○ ○
構造物	キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	外観点検 絶縁抵抗測定	○ 	○ ○
負荷設備	低圧機器	外観点検 絶縁抵抗測定	○ 	○ ■
	低圧配線、制御配線	外観点検 絶縁抵抗測定	○ 	○ ■
	開閉器	外観点検 絶縁抵抗測定	○ 	○ ■
	遮断器	外観点検 絶縁抵抗測定	○ 	○ ■

注１　「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

２　「外観点検」とは、次に掲げる項目について目視や測定器具等を用いて異常の有無を判定することをいう。

(1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無の確認

(2) 電線と他物との離隔距離の適否の確認

(3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無の確認

(4) 接地線等の保安装置の取付け状態の確認

３　電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することを認める。

また、各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに点検項目と同等と認められる手法であると確認した場合は、当該点検の一部に替えることを認める。

(1) ■印を付した負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」を用いる場合、その監視により当該点検に替える又は低圧設備の設置条件により省略することを認める。

(2) ＊１印を付した継電器の動作特性試験は、信頼性の高い場合（前回までの年次点検における動作特性試験及び経年劣化を総合的に分析確認して異常がないもの）は、３年に２回以内の範囲において、継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験に替えることを認める。

別紙3

絶縁監視装置の運用

委託者の事業場に設置する絶縁監視装置による監視について、次のとおり運用及び処理すること。なお、委託者は、絶縁監視装置を設置する場所の提供、また装置の使用に伴う電源の利用等、既存施設の利用について便宜を供する。

1 絶縁監視装置の設置

(1) 装置と運用

ア 絶縁監視装置は外部への自動通報機能（有線または無線）を備えたものとする。

イ 絶縁監視装置による監視は4月１日より監視可能でなければならない。

ウ 委託者は、受託者の絶縁監視装置の設置、撤去、移設、及び修理は行わないものとする。

エ 受託者は絶縁監視装置設置後、速やかに別紙5「絶縁監視装置設置一覧表」を用いて絶縁監視装置設置一覧表を作成し、提出すること。

(2) 費用

ア 絶縁監視装置の設置または撤去に係る工事に要する費用は受託者の負担とする。

イ 絶縁監視装置の警報を受託者または、受託者の事業所等の外部に自動通報する場合の電話及びインターネット回線等の通信に係る費用は受託者の負担とする。

ウ 絶縁監視装置の移設、修理、及び保守に係る費用は受託者の負担とする。

2 絶縁監視装置の撤去

以下のいずれかに該当する場合は、委託者、受託者の協議のうえ現契約期間内でも、絶縁監視装置を受託者の責任において撤去しなければならない。

(1) 本業務の委託契約期間が満了し、次年度の受託者が異なる場合

(2) 契約を解除または失効した場合。

(3) 委託者の電気工作物が何らかの理由により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合。

(4) 電気工作物が経済産業省告示249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなった場合。

3 警報発生時の応動体制

絶縁監視装置からの警報発生時の通報先は受託者、若しくは受託者の事業所とし、警報を受信した受託者は、委託者の事業場へ連絡し、当該電気工作物を設置する現地へ向かい、その状態を確認するとともに、必要に応じ本業務内容書6(3)ウに記載する措置を行うこと。また、警報発生時の受信記録を3年間保存すること。

業務委託－第８号様式

業務着手届

年　　月　　日

札幌市交通事業管理者

交通局長　芝井　静男

住　　所

受託者　　商号又は名称

職・氏名　　　　　　　　　　　　印

業務名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記業務は、　　　　　年　　　月　　　日に着手したのでお届けします。

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

別紙5

令和8年度

絶縁監視装置設置一覧表

札幌市交通資料館・南北線乗務庁舎

必要数	絶縁監視装置型番	検出方式	製造年	製造者	設置日
1					

業務委託－第13号様式

業　務　完　了　届

年　　月　　日

札幌市交通事業管理者
　交通局長　芝井　静男

住　所
受託者　商号又は名称
職・氏名　　　　　　　印

業務名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記業務は，　　　年　　月　　日に完了したのでお届けします。

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

------------------------（以下、札幌市交通局使用欄）-------------------------

受　付	年　　月　　日	完了を確認した職員 （氏名）　　　　　　印

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ，
　　　年　　月　　日に検査を実施してよろしいか。

検査員　（役職・氏名）
立会人　（役職・氏名）

SAPP‿RO

別紙７

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6％を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP‿RO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
3 移動における脱炭素化を進めます。
4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長　秋元克広

札幌市環境局